



愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例のイメージ

■個体の保護

愛媛県内に生息・生育するすべての野生動植物
(9,136種：愛媛県産野生動植物目録掲載種)



すべての野生動植物
【配慮】

希少野生動植物（愛媛県版レッドデータブック掲載種）
※絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類(827種)



希少野生動植物
【保護努力義務】

特定希少野生動植物

人為的影響を強く受け、個体数の減少や
生息環境の悪化が顕著なものを指定



特定希少野生動植物
【規制】

捕獲、採取、譲渡等の禁止

罰則

■生息地等の保護

愛媛県全域

捕獲等を規制し、手厚く保護することで絶滅を防ぎ、野生動植物の多様性を保全する

特定希少野生動植物の保護のため重要な区域
【規制】

開発行為等の許可制

罰則

特定希少野生動植物保護区



立入制限地区

保護区内で特に重要な区域
【規制】

立入の制限

罰則

■保護管理事業の実施

一体となって保護へ取り組む

外来生物による野生動植物への影響防止
【規制】

野外へ放ち、又は植栽の禁止

県

市町

県民

事業者

県が「保護管理事業計画」を定め、計画的な保護管理事業を実施

■推進体制の整備等（監視・人材育成・調査研究・支援・啓発活動等）

- 人材を育成し、ボランティア等による保護を推進
- 保護施策に必要な調査研究の推進
- 自主的に保護に取り組む団体等への支援
- 教育、学習の機会の充実